総 行 行 第 1 1 1 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各都道府県知事各都道府県議会議長各都道府県代表監査委員各指定都市市長各指定都市議会議長各指定都市代表監査委員

総務省自治行政局長(公 印 省 略)

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の策定 について(通知)

殿

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号。以下「改正法」という。)により、地方公共団体における内部統制制度が導入され、都道府県知事及び指定都市の市長には、内部統制に関する方針の策定と、これに基づき必要な体制(内部統制体制)を整備すること等が義務づけられ、指定都市の市長以外の市区町村長には、これらについて努力義務が課されました。

総務省としては、地方公共団体における内部統制に関する方針の策定や、内部統制体制の整備等に関し具体的な検討を行うため、有識者並びに地方公共団体の監査委員及び職員で構成される「地方公共団体の内部統制・監査に関する研究会」をこれまで開催してきたところです。

今般、当研究会における議論を踏まえ、内部統制制度を導入及び実施する際に 参考となる基本的な枠組みや要点等を示すものとして、「地方公共団体における 内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を策定しましたので、通知いたします。

内部統制に関する方針については、都道府県及び指定都市においては、改正法の施行日である平成32年4月1日には策定及び公表されている必要があり、方針の検討に当たっては、一定程度の期間を要すると考えられるため、施行に間に合うよう、計画的に取り組むことが求められるところです。また、改正法の施行後、都道府県及び指定都市において最初に作成する内部統制評価報告書については、平成32会計年度を評価対象期間とし、監査委員の審査意見を付け、平成32年度決算と同時期に議会に提出することを想定しています。

この場合、作業負担を平準化しつつ、施行後の速やかな運用につなげるため、 施行前から内部統制体制の整備に取り組むことや、施行前の取組について試行 的に内部統制評価報告書を作成することも考えられます。 貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえて、円滑な内部統制制度の 導入及び実施に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれて は、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長、市区町村議会議長及び市区町村 代表監査委員に対しても、この旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、 各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添え ます。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(ポイント)

はじめに

- ・人口減少社会においても行政サービスを提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立する必要。 ⇒地方自治法改正、内部統制制度を導入(令和2年4月施行 都道府県・指定都市:義務付け その他の市町村:努力義務)
- ・地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行。
- ・内部統制が有効に機能するためには長の意識が最も重要。 ・団体ごとの規模や特性等に応じて、柔軟に対応。

I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

4つの目的が達成されないリスクを一定の水準 以下に抑えることを確保するために、 業務に組み込まれ、組織内のすべての者によっ て遂行されるプロセスをいい、6つの基本的要素

4つの目的

- ①業務の効率的かつ効果的な遂行
- ②財務報告等の信頼性の確保
- ③業務に関わる法令等の遵守
- ④資産の保全

6つの基本的要素

- ①統制環境 ②リスクの評価と対応
- ③統制活動 ④情報と伝達
- ⑤モニタリング
- ⑥ICTへの対応

Ⅱ 内部統制に関する方針

から構成

- ・組織的な取組の方向性等を示すもの 団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制の目的、 内部統制対象事務(財務に関する事務は必須)等を 記載し、公表
- ・内部統制体制の整備状況・運用状況等を踏まえ、 必要に応じて、方針の見直しについて検討。

Ⅲ 内部統制体制の整備

- ①全庁的な体制の整備:各職員及び各部局の取組 のよりどころとして, 職員・部局・会議体の役割や, 評価対象期間における計画や手続等を定める。
- ②業務レベルのリスク対応策の整備: 各部局でリスクを評価し、リスク対応策を整備。

IV 内部統制評価報告書の作成

- ・内部統制対象事務について、内部統制の整備状況と運用状況を評価。 内部統制の不備がある場合には、対応する権限と責任を有する職員が改善及び是正を行う。
- ・整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断。
- 監査委員の意見を付け、議会に提出・公表。

V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

・監査委員は、**評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判** 断に基づいているかという観点から、意見を付す。